

栽培用植物に関連する培養資材の国際移動

2016 年の加盟国協議において我が国から提出したコメントの反映状況（各国・地域から約 150 のコメントが提出）

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<u>基準全体</u> 「規制有害動植物(regulated pest)」ではなく、「検疫対象有害動植物 (quarantine pest)」を使用。) <u>全検査、サンプリング、検定</u> 栽培用資材の生産、加工又は処理手続の場所は、植物検疫輸入要件が満たされることを確保すべき輸出国の NPP0 によって、検査され、監視され、承認され得る。 <u>検疫</u> 輸入国の NPP0 は、病虫害リスクを低減するために栽培用植物に付随する栽培用資材に関して検疫を要求することができる。検疫は、検疫期間における検定、兆候又は症状の観察並びに栽植用植物及び植物に付随する栽培用資材に関する処理といった選択肢を可能とする。	本 ISPM 案に対し提出された反対意見は、「輸入後の隔離検疫」が培養資材に対してではなく、栽培用植物に対する措置の一つであって、輸入要件を満たしているかどうかを検証する手段ではない、との趣旨であった。このため、本基準案については、これらの懸念を解消する修正が	<u>他国のコメントに基づく変更</u> ・「規制非検疫対象有害動植物 (regulated non-quarantine pest)」も含むのではないかとの混乱を避け、本基準で対象とする病虫害の範囲を明確化。 <u>他国のコメントに基づく変更</u> ・「should」か「may」かの議論。Should では拘束力が強すぎる懸念。NPP0 に基準の実施に対して柔軟性を持たせるため、may とする。(パラグラフ 32) <u>我が国のコメントについて</u> ・我が国コメントが反映済。「輸入後の隔離検疫」が培養資材に対してではないことから、「隔離検疫」については触れず、「検疫」のみ言及することに変更しサブタイトルも「輸入後の隔離検疫 (post-entry quarantine)」から「検疫 (quarantine)」に修正。(パラグラフ

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要			
附属書 1： 相対的な病害虫リスクを昇順に並べた 栽培用資材の一般的な構成要素 <table border="1" data-bbox="147 839 869 1003"> <tr> <td data-bbox="147 839 432 1003">土壌</td><td data-bbox="432 839 562 1003">あり</td><td data-bbox="562 839 869 1003">処理される場合は、病害虫リスクは低減され得る。</td></tr> </table>	土壌	あり	処理される場合は、病害虫リスクは低減され得る。	必要である。追加する情報のポイントを次のとおり提案する。 - 輸入後の隔離検疫の背景 - 輸入後の隔離検疫の効果 - 栽培用植物に付される培養資材に対する選択肢の例 輸入後の隔離検疫は輸入の禁止を除く唯一の選択肢ではなく、輸出前に実施することも可能な場合もあるため。	35)。 <u>他国のコメントに基づく変更</u> ・多くの国で輸入が禁止されている「土壌」については、付属書 1 から除外すべきとの意見があったが、病害虫リスクを低減する処理をした上で植物と共に土壌の移動も受け入れている国もあること、土壌は培養資材として使用されていることからリスクが高いことについて示すべきであることから維持することとなった。(パラグラフ 27)。
土壌	あり	処理される場合は、病害虫リスクは低減され得る。			

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要						
付録 1: 国際的に移動する栽培用植物及び栽培用資材の一般的な組み合わせの例 <table border="1" data-bbox="163 357 869 908"> <tr> <th data-bbox="163 357 302 456">植物の種類</th><th data-bbox="302 357 490 456">栽培用資材</th><th data-bbox="490 357 869 456">コメント</th></tr> <tr> <td data-bbox="163 456 302 908">人工矮化苗木</td><td data-bbox="302 456 490 908">土壌</td><td data-bbox="490 456 869 908">通常、植物の根から土壌を洗い落とすことは非常に難しい。植物は、土壌が存在しない栽培用資材に移植することができ、それらに関連する病害虫リスクを最小化するための総合的リスク低減措置を使用する温室で栽培され得る。</td></tr> </table>	植物の種類	栽培用資材	コメント	人工矮化苗木	土壌	通常、植物の根から土壌を洗い落とすことは非常に難しい。植物は、土壌が存在しない栽培用資材に移植することができ、それらに関連する病害虫リスクを最小化するための総合的リスク低減措置を使用する温室で栽培され得る。		他国のコメントに基づく変更 ・土壌については多くの国が輸入禁止としていることから、全ての例示から削除すべきとの意見の一方、樹木の培養資材として土壌が使用される事例があること、PRA の結果、輸入禁止以外の措置もあり得ること等から土壌について例示の提供との趣旨で維持。
植物の種類	栽培用資材	コメント						
人工矮化苗木	土壌	通常、植物の根から土壌を洗い落とすことは非常に難しい。植物は、土壌が存在しない栽培用資材に移植することができ、それらに関連する病害虫リスクを最小化するための総合的リスク低減措置を使用する温室で栽培され得る。						